

回										
覧										

消費生活センターだより

令和4年 冬号
発行：橋本市消費生活センター
(0736-33-1165)
発行日：令和5年2月1日

コロナウイルスの終息が見えない中、一人ひとりがワクチン接種や手指消毒、換気などを行いながら共存していく生活様式へと変化してきています。コロナウイルス感染のセルフチェックを行うときは、国が承認した「医療用検査薬」または「一般用検査薬」を使用しましょう。

令和4年度 相談受付状況(途中経過)

(令和4年4月～12月)

苦情相談件数 369件

(前年同時期より73件増加しています)

苦情相談の販売形態

店舗購入	76
訪問販売	30
通信販売	119
電話勧誘販売	15
連鎖販売取引(マルチ商法)	2
訪問買取	4
その他・不明	123

通信販売（ネット、TV、折り込み広告等を見て注文）が最も多くなっています。特に、「ネット広告を見て化粧品などをおためし購入したら、定期購入になっていた」というトラブルが急増しました。注文前には、返品・返金できるか、信頼できる事業者か確認を！

相談者・契約者の年齢別割合

- 1位 70歳代（24%）
- 2位 60歳代（23%）
- 3位 50歳代（11%）
- 4位 80歳代以上（10%）



※50歳代以上の中高年層からのご相談が全体の68%を占めています。

被害回復の状況

	回復額	クーリング・オフ	未然防止
金額	909,710 円	8,737,496 円	1,909,742 円

消費生活センターの助言等により被害を回復、または防ぐことができた金額は **1,100 万円以上**にのぼりました。契約トラブルなどの消費者トラブルに遭ったら、ご相談ください！

通信販売の利用前に契約内容確認を！！

『お試し』や『初回 500 円』などとお得に購入できるように宣伝されている通信販売を利用する方が増えています。気軽に申込みできますが、1 回限りの購入では終わらず、定期購入だったというトラブル等が多くなっています。

通信販売で購入した商品の返品や解約については、事業者が決めたルールに従うことになります。通信販売はクーリング・オフの対象となりません。

注文を確定

する前には契約内容をきちんと確認しましょう！

くらし応援隊養成講座を開催！

受講料無料

悪質商法や契約トラブル、製品事故などの消費者問題について学びませんか？
学んだ知識を活かし、ご自分や家族、地域の方の消費者トラブルを防ぎましょう。

日時	講座内容	講師
2/14（火） 13:30～16:00	橋本市の消費者行政、くらし応援隊の役割、 消費者トラブルの現状	橋本市消費生活センター
2/22（水） 13:30～16:30	知っておきたい法律知識	弁護士 森田 拓哉 氏
3/7（火） 13:30～15:30	身近な消費者トラブルを防ぐための見守り&啓発 テクニク	NPO 法人 消費者サポートネット和歌山

会場：教育文化会館 3 階 第 3 研修室

対象：15 歳以上の市民で、原則 講座すべてに参加できる方

申込み：来庁または電話・FAX・Eメールのいずれかの方法で氏名・住所・連絡先・年齢をお知らせください

橋本市消費生活センター

電話：0736-33-1227（相談専用）

電話：0736-33-1165（くらし応援隊養成講座に関するお問い合わせ）

〒648-8585 橋本市東家一丁目 1 番 1 号 橋本市役所 1 階 窓口⑤

FAX：0736-33-1200

Mail：hashimoto_cc@city.hashimoto.lg



橋本市マスコットキャラクター
はしぼろ